

## 扶養義務の準拠法に関する議定書草案

### 前文

この議定書の署名国は、

〔子に対する扶養義務の準拠法に関する 1956 年 10 月 24 日のヘーグ条約及び扶養義務の準拠法に関する 1973 年 10 月 2 日のヘーグ条約を現代化することを希望し、

子及びその他の親族に対する扶養の準拠法に関する共通の規律を設けることを希望し、

〔子及びその他の親族に対する扶養料の国際的な回収に関する 2007 年 11 月 □□日の条約を、準拠法に関する一般的準則によって補完することを希望し、〕  
そのための議定書を締結することを決議し、以下の条項を合意した。〕

### 第 1 条 範囲

- 1 この議定書は、親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生じる扶養義務〔（子に対する扶養義務（父母の婚姻に関する身分上の関係を問わない。）を含む。）〕の準拠法を定める。
- 2 この議定書を適用してされた決定は、前項に規定するいかなる関係の存在にも影響を与えない。

### 第 2 条 普遍的適用

この議定書は、準拠法が非締約国の法律である場合にも適用される。

### 第 3 条 準拠法に関する原則的なルール

- 1 扶養義務は、この議定書が別段の定めをする場合を除き、扶養権利者の常居所地国の法律によって規律される。
- 2 扶養権利者が常居所地を変更した場合には、その変更の時から、新しい常居所地国の法律を適用する。

### 第 4 条 子と親に関する特別のルール

- 1 本条の規定は、次に掲げる扶養義務の場合に適用する。
  - a) 子に対する親の義務

b) [18] [21] 歳未満の子に対する親以外の者の義務

c) 親に対する子の義務

2 扶養権利者が、第 3 条に規定する法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときには<sup>1</sup>、法廷地の法律を適用する。

3 第 3 条の規定にかかわらず、扶養権利者が、扶養義務者が常居所を有する国の権限当局に申立てをした場合には、法廷地の法律を適用する。ただし、扶養権利者がこの法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養権利者の常居所地の法律を適用する。

[4 扶養権利者が、第 3 条並びに本条第 2 項及び第 3 項に規定する法律によって扶養義務者から扶養を受けることができないときには、両者が共通の国籍を有する国があればその国の法律を適用する。]

### **[第 5 条 配偶者及び元配偶者に関する特別のルール]**

第 3 条の規定にかかわらず、[[当事者] [扶養義務者] の要請がある場合には、] 配偶者間、元配偶者間又は無効とされた婚姻の当事者間の扶養義務は、次の法律によって規律される。

#### **第 1 案**

当事者が扶養権利者の常居所地国に共通の常居所地を一度も有したことがないときには、当事者の最後の共通常居所地国の法律 [。ただし、扶養義務者がその最後の共通常居所地国になお居住している場合に限る。]

#### **第 2 案**

総合的な状況に照らして、その[婚姻が] [扶養義務が] 当事者の最後の共通常居所地国に明らかにより密接に関連しているとみられるときには、その国の法律 [。ただし、扶養義務者がその国になお居住している場合に限る。]

#### **第 3 案**

その婚姻に最も密接な関連を有する国 —— 通常は当事者の最後の共通常居所地国 —— の法律]

### **第 6 条 抗弁についての特別のルール**

親子関係に基づいて子に対して生ずる扶養義務及び第 5 条に規定する扶養義務の場合を除き、扶養義務者は、扶養義務者の常居所地の法律及び当事者が共

---

<sup>1</sup> 準拋法に関する起草グループは、「…を受けることができない」という表現は抽象的な扶養義務の存在についていっているのか、それとも、当該事案における具体的な状況の下での扶養義務の存在についていっているのかという疑問を有している。別の文言としては、次のようなものがあり得る。

「2 第 3 条に規定する法律の下において、扶養権利者と扶養義務者との間に扶養義務が存在しないときには、…」

通の国籍を有する国あればその国の法律のいずれによっても扶養義務がないことを理由として、扶養権利者からの請求を争うことができる。

## 第 7 条 個別の手續に関する法廷地法の指定

- 1 第 3 条、第 4 条第 1 項 c 号、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、扶養権利者と扶養義務者は、特定の国における個別の手續に関して、明示的な選択によって、その国の法律を扶養義務の準拠法として指定することができる。
- 2 手續の開始前にされる指定は、両当事者の署名のある、書面による合意又はその中に含まれる情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録された合意によらなければならない。<sup>2</sup>

## 第 8 条 準拠法の指定

- 1 第 3 条、第 4 条第 1 項 c 号、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、扶養権利者と扶養義務者は、いつでも、次の法律のいずれかを、扶養義務の準拠法として指定することができる。
  - a) 指定時にいずれかの当事者が国籍を有する国の法律
  - b) 指定時におけるいずれかの当事者の常居所地国の法律
  - c) 夫婦財産制の準拠法として、当事者が指定した法律又は実際に適用された法律
  - d) 離婚又は法律上の別居の準拠法として、当事者が指定した法律又は実際に適用された法律
- 2 そのような合意は、書面によるか、又はその中に含まれる情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録されなければならない、また、両当事者によって署名されなければならない。<sup>3</sup>

---

<sup>2</sup> このテキストは、この規定は合意についての最低限の形式的な要件を規定しているにすぎないという立場をとっており、例えば、当事者の同意が自由であり、かつ、十分な情報に基づくものであることを確保する必要性と関連して、当事国が更なる要件を規定することは制限されていない。このことは、エクスプラナトリー・レポートの中で、明確にされるであろう。この議定書に基づいてされた準拠法選択の合意の根本的な有効性【の判断】に適用される法律については、更なる検討が必要である。

<sup>3</sup> このテキストは、この規定は合意についての最低限の形式的な要件を規定しているにすぎないという立場をとっており、例えば、当事者の同意が自由であり、かつ、十分な情報に基づくものであることを確保する必要性と関連して、当事国が更なる要件を規定することは制限されていない。このことは、エクスプラナトリー・レポートの中で、明確にされるであろう。この議定書に基づいてされた準拠法選択の合意の根本的な有効性【の判断】に適用される法律については、更なる検討が必要である。

- 3 第1項の規定は、[18] [21] 歳未満の子〔及び能力の障害又は欠如のために自らの利益を守ることができない成人〕については、適用しない。
- 4 指定された法律の適用が明らかに不公正又は不合理な結果をもたらす場合には、その法律は適用しない。<sup>4</sup>

## 第9条 公的機関

公的機関が、扶養権利者に対して扶養に代えて行った給付について、その償還を求める権利は、その機関が服する法律によって規律される。

## 第10条 準拠法の適用範囲

扶養義務の準拠法は、特に次に掲げる事項を規律する。

- a) 扶養権利者が、扶養を請求できるか否か、いかなる内容の扶養を誰に請求できるか。
- b) 扶養権利者が、どこまで遡及して扶養を請求できるか。
- c) 扶養料額の計算方法の根拠及びインデックス制度
- d) 誰が扶養請求の手続を開始する権利を有するか（手続上の能力及び手続における代理の問題を除く。）。
- e) 時効及び期間の制限
- f) 公的機関が扶養権利者に対して扶養に代えて行った給付についてその償還を求める場合における、扶養義務者の義務の限度

## 第11条 反致の否定

この議定書において、「法律」とは、ある国において効力を有する法律のうち抵触法のルールを除くものをいう。

## 第12条 公序

- 1 この議定書によって定まる法律の適用は、その結果が法廷地国の公の秩序に明らかに反する限りにおいて、拒否することができる。
- 2 準拠法が別段の定めを有する場合であっても、扶養料の金額を決定する際には、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力を考慮に入れ〔ることができる〕[なければならない]。<sup>5</sup>

## 第13条 不統一法国

---

<sup>4</sup> 特別委員会は、このルールの規定の仕方についての更なる検討が必要であると考えている。

<sup>5</sup> このルールを規定する適切な位置については、更なる検討が必要である。

- 1 この議定書において扱われる事項に関して地方により異なる複数の法制度又は法律の準則が適用される国に関しては、
  - a) その国の法律とは、必要に応じて、関係する地方において効力を持つ法律を指すものとする。
  - b) その国の中央当局以外の権限当局及び公的機関とは、必要に応じて、関係する地方において行動することを認められた者を指すものとする。
  - c) その国における常居所とは、必要に応じて、一つの地方における常居所を指すものとする。
  - d) 2名の者が共通の国籍を有する国とは、その国の法律によって指定される地方を指し、そのような規則がないときには、その2名の者が最も密接な関係を有する地方を指すものとする。
  - e) 人が国籍を有する国とは、その国の法律によって指定される地方を指し、そのような規則がないときには、その者が最も密接な関係を有する地方を指すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、扶養義務につき異なる法制度が適用される複数の地方を有する締約国は、それらの異なる地方のみが関与する状況においては、この準拠法議定書を適用する義務を負わない。
- 3 本条は、地域経済統合組織には適用しない。

#### **第 14 条 従来のヘーグ扶養諸条約との調整**

締約国間の関係においては、この議定書は、〔その適用範囲が、〕それらの締約国間における、1973 年 10 月 2 日の扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約並びに 1956 年 10 月 24 日の子に対する扶養義務の準拠法に関するヘーグ条約〔の適用範囲に合致する限り、それらの条約〕に代わるものとする。

#### **第 15 条 他の国際的協定との調整**

- 1 この議定書は、締約国が当事者であり、又は当事者になる国際的協定であって、この議定書の規律する事項に関する規定を含むものには、その協定の当事者が反対の宣言をしない限り、影響を与えない。
- 2 第 1 項の規定は、関連国の間の地域的その他の特別な関係に基づく、統一法についても適用される。

#### **第 16 条 統一的解釈**

この議定書の解釈に当たっては、この条約の国際的性格及び適用における統一性を図る必要性について配慮しなければならない。

#### **第 17 条 議定書運用の調査**

- 1 ヘーグ国際私法会議事務局長は、この議定書の運用状況を調査するため、必要に応じて特別委員会を開催しなければならない。
- 2 この調査のため、締約国は、この議定書の適用に関する判例の収集につき、常設事務局に協力しなければならない。

## **第 18 条 経過規定**

この議定書は、ある締約国においてその国につき議定書が発効する前の期間について請求される扶養料については、適用されない。

## **第 19 条 署名、批准及び加入**

### **第 1 案**

- 1 この議定書は、子及びその他の親族に対する扶養料の国際的な回収に関する条約に署名した国による署名のために開放される。
- 2 条約の当事国は、この議定書につき、署名及び批准をすることができる。批准書は、この議定書の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託されなければならない。
- 3 この議定書は、条約のすべての当事国による加入のために開放される。
- 4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託されなければならない。

### **第 2 案**

- 1 この議定書は、すべての国による署名のために開放される。
- 2 この議定書は、署名国により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。
- 3 この議定書は、すべての国による加入のために開放される。
- 4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託されなければならない。

## **第 20 条 地域経済統合組織**

- 1 主権国家のみによって構成され、かつ、この議定書が定めるいくつかの又はすべての事項につき権限を有する地域経済統合組織も、この議定書につき、署名、受諾、承認又は加入をすることができる。その場合、地域経済統合組織は、その組織がこの議定書に定める事項につき権限を有する限りにおいて、締約国としての権利及び義務を有する。
- 2 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対して、この議定書に定める事項であって、構成国がその組織に対して権限を委譲したものを、書面で通知しなければならない。その組織は、本項に基づいてされた最新の通知に示された権限について変更があったときは、その変更を書面によ

り速やかに寄託者に通知しなければならない。

- 3 地域経済統合組織により寄託される文書は、その地域経済統合組織が第 21 条に従ってその構成国がこの議定書の当事国にはならないことを宣言しない限り、この議定書の発効のための数には入れられない。
- 4 この議定書において「締約国」又は「国」を指す文言は、必要に応じて、この議定書の当事者である地域経済統合組織にも同様に適用される。

## **第 21 条 地域経済統合組織による加入**

- 1 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の時に、第 25 条に従って、その組織が議定書に定めるすべての事項について権限を行使し、かつ、その構成国はこの議定書の当事国にはならないがその組織の署名、受諾、承認又は加入によって義務を負うことを宣言することができる。
- 2 第 1 項に従って地域経済統合組織による宣言がされた場合には、この議定書において「締約国」又は「国」を指す文言は、必要に応じて、地域経済統合組織の構成国にも同様に適用される。

## **第 22 条 発効**

- 1 この議定書は、第 19 条に定める批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち 2 番目に寄託されるものが寄託された後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。
- 2 その後、この議定書の発効は、以下に従う。
  - a) 後にこの議定書を署名し、受諾し、承認し又は加入する国又は第 20 条に定める地域経済統合組織については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。
  - b) 第 23 条に従ってこの議定書が及ぼされた地方については、同条に定める宣言の通知の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。

## **第 23 条 不統一法国に関する宣言**

- 1 この議定書の扱う事項に関して異なる法制度が適用されている複数の地方が存在する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入のときに、第 25 条に従って、この議定書をそのすべての地方に及ぼすか、又は一部の地方にのみ及ぼすかを宣言することができる。この宣言は、他の宣言を提出することによっていつでも変更することができる。
- 2 これらの宣言は、寄託者に対して通知されなければならない。かつ、この議定書が適用される地方を明示しなければならない。
- 3 国が本条に基づく宣言をしなかった場合には、議定書はその国のすべての地方に及ぶ。

4 本条は、地域経済統合組織には適用されない。

## 第24条 留保

### 第1案

この議定書にはいかなる留保もすることができない。

### 第2案<sup>6</sup>

- 1 いかなる国も、遅くとも批准、受諾、承認若しくは加入の時までに、又は第25条に基づく宣言を行う時に、第[ ]条、第[ ]条及び第[ ]条に定める一つ又は複数の留保をすることができる。それ以外の留保は許されない【訳注：英文にはNoが欠落】。
- 2 いかなる国も、その行った留保をいつでも撤回することができる。撤回は、寄託者に通知するものとする。
- 3 留保は、前項の通知の後3番目の月の初日に効力を失う。
- 4 この議定書につき留保をした締約国は、その留保によって排除した事項についてこの議定書の適用を求めることはできない。

## 第25条 宣言

- 1 第21条第1項及び第23条第1項に定める宣言は、署名、批准、受諾、承認若しくは加入の時又はその後いつでも行うことができ、いつでも修正し、又は撤回することができる。
- 2 宣言、修正及び撤回は、寄託者に通知するものとする。
- 3 署名、批准、受諾、承認又は加入の時にされた宣言は、関係する国についてこの議定書が効力を生ずると同時に、効力を生ずるものとする。
- 4 その後にされた宣言及び宣言の修正又は撤回は、寄託者がその通知を受領した日の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずるものとする。

## 第26条 廃棄

### 第1案

子及びその他の親族に対する扶養料の国際的な回収に関する条約の廃棄は、この議定書の廃棄をもたらす。

### 第2案

- 1 この議定書の締約国は、寄託者に対する書面による通知によって、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、この議定書が適用される不統一法国のうち特定の地方に限定して行うことができる。
- 2 廃棄は、寄託者が通知を受領した日の後12箇月の期間が満了する月の翌月

---

<sup>6</sup> 適用範囲に関する留保が許されるかどうかについては、最終的に更に検討される必要がある。



の初日に効力を生ずる。通知において、廃棄の効力発生時期についてこれより長い期間が定められている場合には、寄託者が通知を受領した日の後その長い期間が満了することにより、廃棄の効力が生ずる。

## **第 27 条 通知**

寄託者は、ヘーグ国際私法会議の加盟国並びに第 19 条及び第 20 条に従って署名、受諾、承認又は加入をした他の国及び地域経済統合組織に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

- a) 第 19 条及び第 20 条に定める署名、批准、受諾、承認又は加入
- b) この議定書が第 22 条に従って発効する日
- c) 第 21 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に定める宣言
- d) 第 [ ] 条に定める留保
- e) 第 26 条に定める廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2007 年□□月□□日にヘーグにおいて、等しく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、オランダ王国政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第 21 会期の日における加盟国に送付する。

【以上】